

## 第 67 回原状回復対策協議会の議事概要

---

### (1) 報告事項

- ア 原因者及び排出事業者等に対する責任追及の状況について  
資料 1 により事務局から説明した。
- イ 第 4 回県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキング結果について  
資料 2 により検討ワーキングのリーダーである橋本委員から説明した。

### (2) 協議事項

- ア 平成 28 年度の事業の進捗状況等について  
資料 3 により事務局から説明し、原案について可決された。なお、説明要旨については、次のとおり。
  - ・ 平成 29 年度が最終年度であり、様々な設備解体を最終年度に行うので、それを踏まえての現状のスケジュール。平成 28 年度はそのためが一番高濃度の土壌がある部分を早目に撤去、除去する。
- イ 汚染土壌対策について  
資料 4, 5 により事務局から説明し、原案について可決された。なお、説明要旨については、次のとおり。
  - ・ 1, 4-ジオキサン対策について、A-B 地区境界部において、可能な範囲で高濃度土壌掘削除去を行い、集水管（横ボーリング）設置の追加対策を早期に実施する。A 地区西側において、汚染土壌の掘削除去、集水管（横ボーリング）設置等の追加対策を検討のうえ、早期に対策を実施する。J 地区（北側）において、大型集水井（横方向の集水管を設置）を設置する。
  - ・ N 地区汚染土壌対策について、地下水で基準超過が継続している区画の土壌浄化の対策を実施し、その対策終了後は大型集水井戸でモニタリング及び揚水を継続する。
- ウ 環境モニタリング結果について  
資料 6 により事務局から説明し、原案について可決された。なお、説明要旨については、次のとおり。
  - ・ 1, 4-ジオキサンの検出状況について、全体的には横ばいもしくは低下傾向にあり、環境基準値を大体の地点でクリアしている。クリアされていない一部の地点は、浄化対策により環境基準値を満たすことを期待している。